

奈良県におけるDVの現状

1. DV相談件数の推移

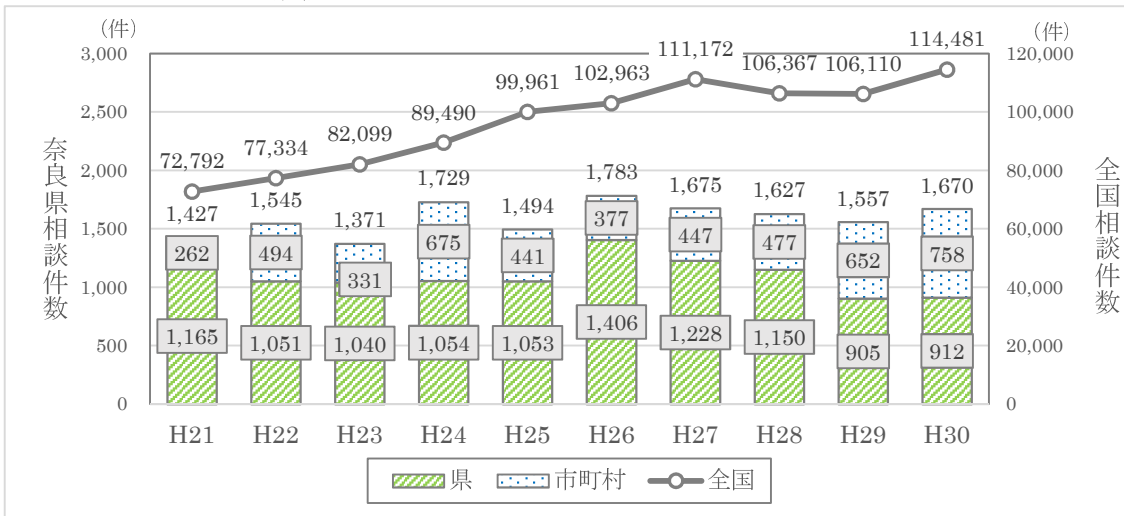


図1 DV相談件数（全国・県・市町村）

- ・ 奈良県のDVに関する相談件数は、平成26年度の1,783件をピークに減少傾向にあったが、平成30年度は増加し、1,670件となった。また、市町村の占める割合が増加し、45.4%となっている。
- ・ 一方、全国の相談件数は増加を続けており、平成30年度は114,581件であった。

2. 相談機関別 県DV相談件数

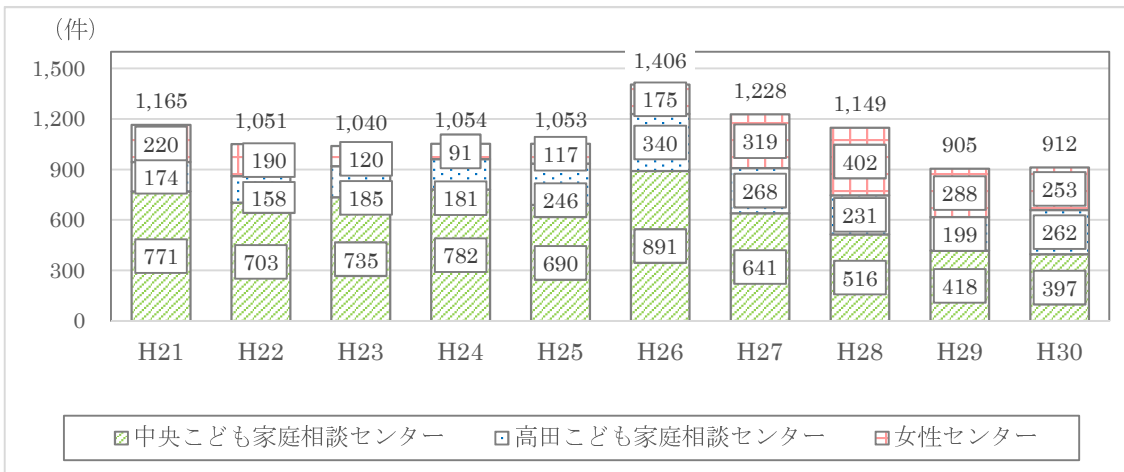


図2 相談機関別DV相談件数

- ・ DV相談件数は、県の相談機関では、中央こども家庭相談センターが最も多い状況が続いている。
- ・ 昨年度と比較すると、中央こども家庭相談センター、女性センターが減少し、高田こども家庭相談センターが増加している。

3. 奈良県警察における相談等件数の推移

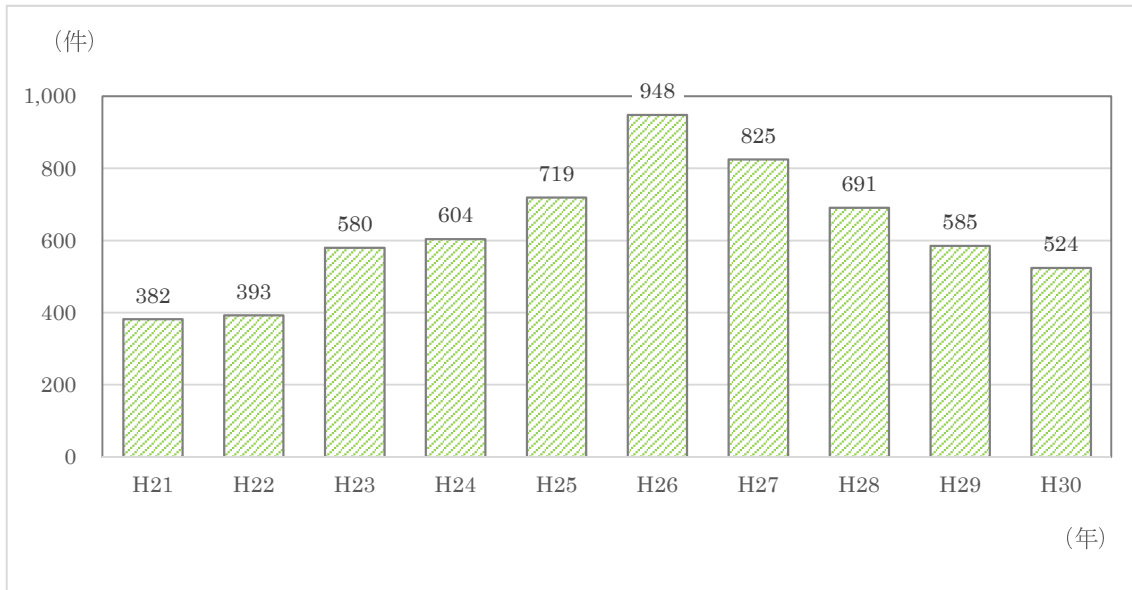


図 3 配偶者からの暴力事案等の相談等件数

- ・ 奈良県警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は減少傾向にあり、平成 30 年度は 524 件（前年比▲61 件）であった。

4. 加害者の内訳

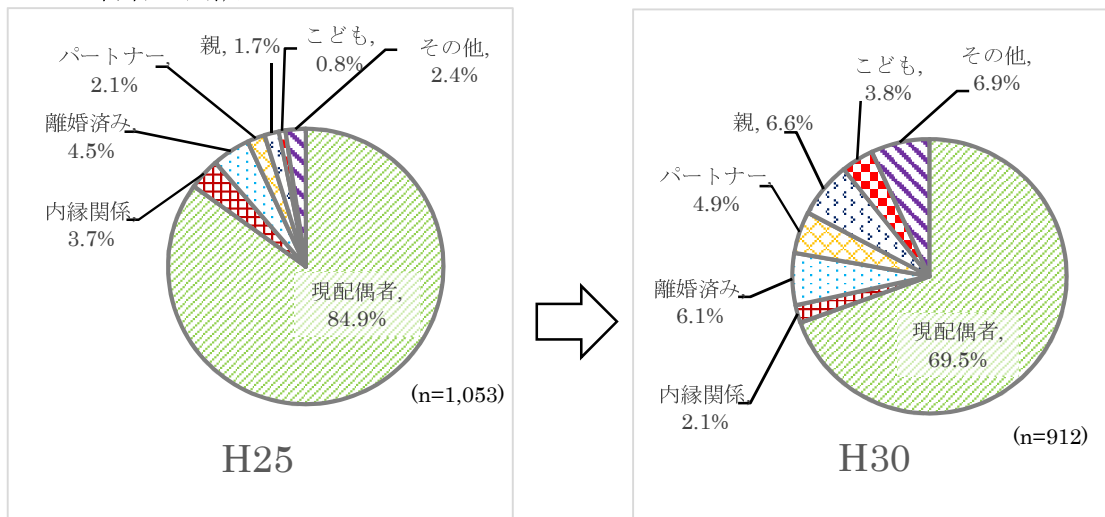


図4 加害者の内訳

- ・ 平成25年度、平成30年度のどちらも、「現配偶者」が最も多い。
- ・ 平成25年度は84.9%が現配偶者であったのに対し、平成30年度は69.5%に減少している。一方、「親」、「子ども」、「その他」等の割合が増加している。

(参考：分類内訳)

分類	解説	他分類との相違点
1 現配偶者	法律婚状態にある配偶者	
2 内縁関係	事実婚状態にある配偶者 届出不明	
3 離婚済み	離婚済み（事実婚解消済み） 婚姻関係中から暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けているケース	婚姻関係中は暴力がなく、離婚を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による）
4 パートナー	【交際相手（同居）】 生活の本拠を共にする交際相手	事実婚との違いは、本人の婚姻の意思
	【元交際相手（同居）】 交際中から暴力を受け、関係終了後も引き続き暴力を受けているケース	交際関係中は暴力がなく、交際関係終了を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による）
	生活の本拠を共にしていない、 交際相手一般、交際中に限る	元交際相手（同居を除く）からの暴力はストーカー、その他の暴力へ分類
5 親	親からの暴力	
6 子ども	子からの暴力	
7 その他	知人・友人等からの暴力	

5. 被害者の年齢

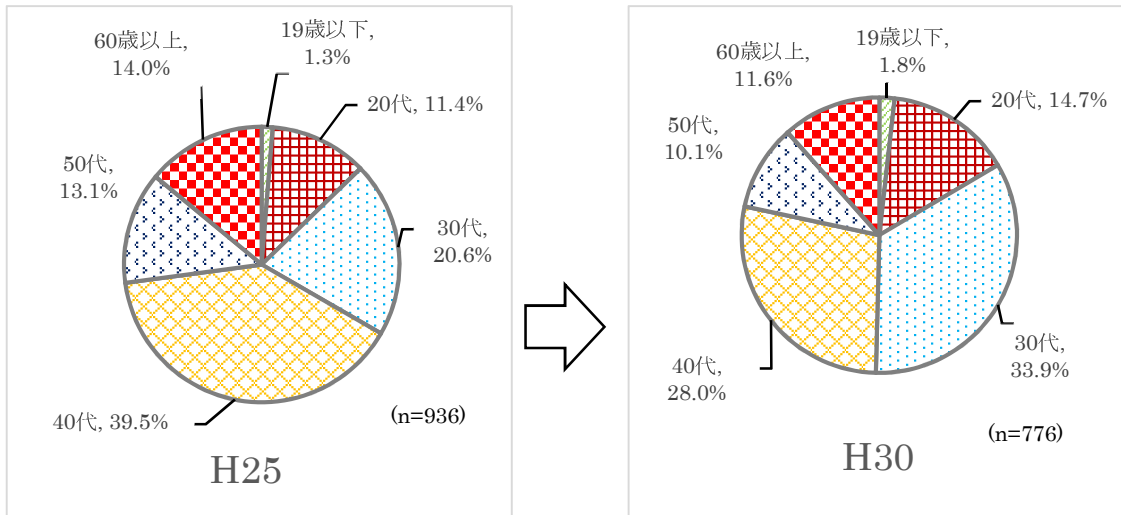


図 5 被害者の年齢構成

- ・ 平成 25 年度は「40 代」が最も多く、平成 30 年度は「30 代」が最も多くなっている。
- ・ 平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると、「40 代」以上が減少し、「30 代」以下が増加している。

6. 暴力による一時保護者の推移

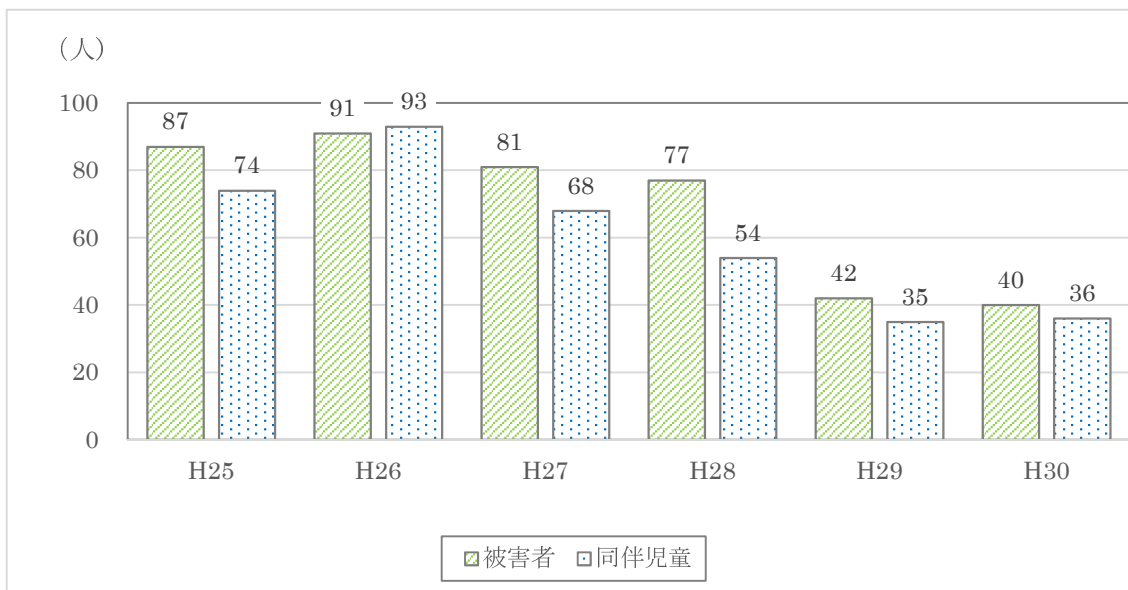


図 6 暴力による一時保護者の推移

- ・ 平成 26 年度の 91 人（同伴児童 93 人）をピークに減少傾向にあったが、平成 30 年度は前年度とほぼ同等の 40 人（同伴児童 36 人）であった。

7. 一時保護の受付経路

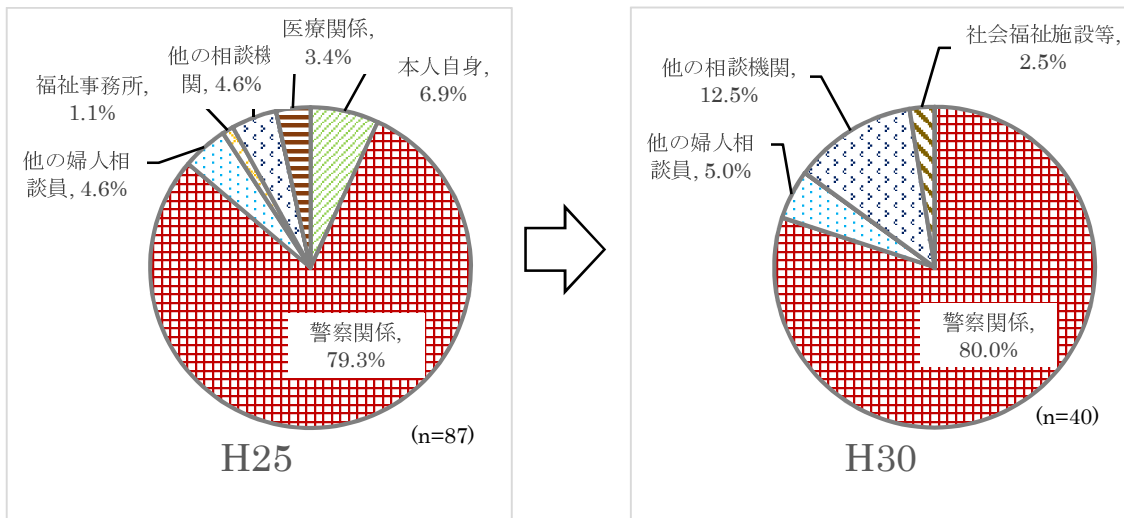


図 7 暴力による一時保護の受付経路

- ・平成 25 年度、平成 30 年度のどちらも、「警察関係」が最も多い。
- ・平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると「本人自身」等が減少し、「他の相談機関」等が増加している。

(注) 他の相談機関は、児童相談所などである。

8. 一時保護後の処遇状況

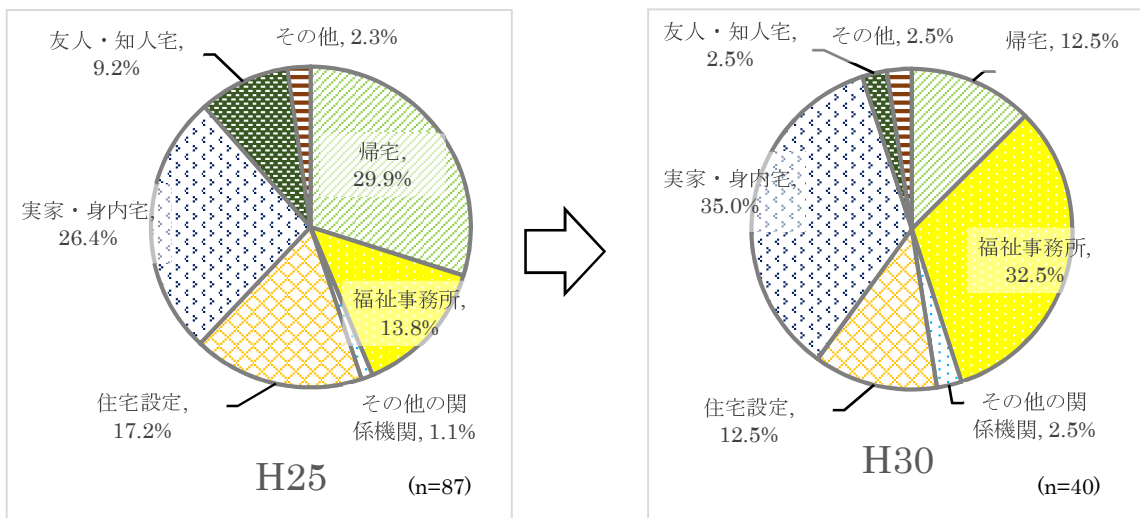


図 8 暴力による一時保護後の処遇状況

- ・一時保護解除後の状況は、「帰宅」が最も多い状況が続いていたが、平成 30 年度は、「実家・身内宅」(35.0%) が最も多く、次いで「福祉事務所」(32.5%) の比率が高くなっている。

(注) 「福祉事務所」は、母子生活支援施設や救護施設等の社会福祉施設への入所
「住居設定」は、直近の住居、実家・身内宅、友人・知人宅を除く新たな住居を設定
「その他の関係機関」は、軽費老人ホームなどへの入所
「その他」は、ホテル等